

基本的人権とは何か

弁護士 萩尾 健太



1 人権はフィクションではなく科学である

高市政権は、大軍拡で福祉を切り捨て、国家情報会議設置法で監視国家化を進め、国旗損壊罪を成立させて表現の自由、思想良心の自由をも脅かしている。さらにスパイ防止法制で、我々の様々なプライバシーや表現の自由、通信の秘密、結社の自由などの基本的人権を蔑ろにしようとしている。

基本的人権とは、人が生まれながらにして有している天賦の基本権であるとされる。「天賦」というが、天の神がいないとすれば、人権は単なるフィクションなのだろうか。

そうではない。人権には科学的な根拠がある。少なくとも神経を持つ脊椎動物は足を踏まれれば痛いと思いきわ危険があれば避けようとする。これが自己保存本能である。さらに群れを形成して生きていく生存本能があり、それが種の保存に結びついている。とりわけ人類は、そ

うした本能に根差す自分の気持ちを伝達交流し、自然に働きかけ、集団から社会を形成して進化してきたという特徴を持つ。

こうした本能に根差して自分を大事にしていく気持ちだが、人権の根本である「個人の尊重」（憲法13条）の源泉である。しかし、本能だけだと「種の保存のためには劣等種は殺せ、働けない者は不要」ということになってしまう。それがナチズムであり優生思想である。そもそも、自己保存の本能というなら、足を踏まれても痛いと思えない未熟児や植物人間、疾病で感覚の麻痺した人、認知症で事理弁識（※）のできない人には個人の尊厳がないのか。そこで大事なのが、「平等」（憲法14条1項）である。人類は、現在のことだけでなく過去を記憶し未来を展望する能力を身に付けた。また、集団の中で他者の気持ちを汲み取りあるいは交流する能力を発展させてきた。思えば、過去は誰もが働けない未熟な子ども

だ。将来は自分が誰かもわからないほど認知能力を欠くかもしれない。現在は健康な若者も突然交通事故に遭い、植物人間になるかもしれない。病院で寝たきりのあの人は明日の私。私はあの人であり、あの人は私である。自己と他者には互換性がある。こうした想像力を持てるようになったことが社会的動物である人類の進化の一つである。早産の未熟児にも重度障害者にも意識のない末期の患者にも平等に個人の尊厳があると観念できる。

このように、人権は本能から生まれながらそれを否定し乗り越え（アウフヘーベン）新たな段階に発展した観念である。人類がその進歩の中で作り上げ、つかみ取ってきた観念だからこそ尊いのである。

2 人間平等起源論

しかし、支配・被支配の階級社会が成立すると、支配者は神の子孫、そもそも生まれが違う、という身分制度が唱えられた。平等は支配には不都合だからである。

そのもとでも、平等思想は歴史の中で繰り返し現れた。初の政治的な平等宣言は中国における陳勝吳広ちんしょうこくこうの乱だろう。紀元前209年、戦国時代を経て初めて中原（中華文化の発祥地である黄河中下流域にある平原のこと）を統一した秦の圧政に対する史上初の農民反乱である。陳勝

は「王侯将相いづくんぞ種あらんや」（王も侯も將軍も宰相も種は同じだ）と宣言し、窮民を結集し蜂起した。

紀元後、ローマ帝国統治下の地中海東岸地域で、キリストは「万人は神の前の平等である」と説いた。この平等思想が、その後キリスト教が弾圧を乗り越えてローマ帝国全土に広がりやがて国教となる基となった。

このように古代から人間の平等は何度も説かれていた。その時代背景には商業と貨幣経済の発達がある。経済を土台として、人は生まれて決まらず金の前には平等だ、という経験が積み重ねられ「神の前の平等」「法の下の平等」というイデオロギーに結実した。

3 資本主義勃興期の人権思想の全面展開

こうした人権と平等のイデオロギーがさらに発展したのは、資本主義が勃興し貨幣経済が圧倒的になってきた近世のヨーロッパだった。

ジョン・ロックやルソーの自由と平等および主権の思想が広まり、1755年、アメリカでは独立戦争が闘われ、人権を守るために専制政府を打倒する革命権の確認に始まる独立宣言が採択された。

この革命の波は海を渡り、1789年からのフランス大革命に影響を及ぼした。同年、フランス国民議会は「人民

◆特集 憲法の理念を守らない国、ニッポン

および市民の権利の宣言」を採択した。

革命後のフランスでは民法も制定された。人間は王権や封建領主、教会等の権力の命令に服従する存在ではなく、自由な意思を尊重されるべきである。よって、原則として対等な市民間の自由意思による契約によつてのみ拘束され（意思主義）、例外は主権者が参加して制定された法律のみであり、他人の法益を侵害し、意思形成に過失があつた時のみ損害賠償責任を負う（過失責任の原則）とされた。

4 資本主義の発展と社会国家の思想

しかし、やがて産業革命により工場制大工業が広まり、生産手段を有する資本家が国家権力をも握り、資本家のための搾取を促進する政策が執られ、国家は支配階級による支配の道具としての性格をあらわにした。

その中で、生産手段を持たない労働者は生きるために資本家に労働力を売り、その命令に服せざるを得なくなった。その下では自由意思による労働契約決定などというのはフィクションであつた。労働者は劣悪な労働条件に服し、あるいは解雇されて失業し貧困化する。それは、資本



戦後の食糧メーデー

主義社会の構造によるものだ。

そのため、社会の責任で貧困者を救済する生存権を保障することが求められた。労働者は労働組合を結成して運動し、その高まりの中で、国が人民の生存や労働者の労働条件を確保すべきとの社会国家の思想が広まった。1871年には、労働組合が違法とされてきたイギリスで労働組合法が制定され争議権も保障されることとなった。これらは当時の労働者が弾圧をも辞さず闘つた成果である。

5 人権侵害を許さない取り組みを

日本では、戦時中に圧殺されていた小作争議・労働争議が戦後息を吹き返したもとので、侵略戦争への痛苦の反省から、国民主権と戦争放棄を含む日本国憲法が成立するに至つた。

このように、人権は与えられたものではなく人類が闘いを経て勝ち取ってきたものである。その闘いによつて、私たちが言葉通りの主権者であることが実現される。私たちが人として生きるために、高市政権による人権侵害の悪法を許さない取り組みを広げよう。

（はぎお けんた）

※事理弁識（能力）＝物事の道理や善悪、自分の行為の結果をわきまえて判断すること（その能力）。